

町は提言書を基に要綱改正を行いました

町では、前頁の鏡野町^{もり}森林づくり協議会から提出された提言書を基に協議した結果、「鏡野町おかの木で家づくり推進事業補助金交付要綱」及び「鏡野町林業振興促進対策補助金交付要綱」の改正を行い、本年4月1日から施行することとしました。

【鏡野町おかの木で家づくり推進事業補助金交付要綱】(抜粋) (要綱の名称は変更予定です)

◎「木材需要拡大」新築補助

○木造住宅の普及促進と町産材や県産材の需要拡大、町内定住人口の拡大を目的として、鏡野町内に自ら居住するために新築される1戸建て住宅(建売住宅を含む)を取得する者に対し、1戸あたり **最大200万円**を補助します。

【鏡野町林業振興促進対策補助金交付要綱】(抜粋)

◎優良材育成事業

○平成16年の台風後の復旧事業が実施されている中、除伐・枝打ちの最も必要な時期が到来しています。これら除伐・枝打ち作業を同時に実施した場合、**最大20万円/ha**を補助します。

○間伐運搬費の上乗せ助成について、**1,500円/m³**を補助します。

お問い合わせ先 産業観光課 電話(0868)54-2987

鏡野町住宅リフォーム事業費補助金

■目的

町内の建築業者により、既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改築や改修を行った場合の経費の一部を補助することにより、町民の住環境の改善及び地域経済の活性化を図り、中小企業者の振興に資することを目的とします。

■補助対象者

(1)本町に住所登録若しくは外国人登録を有する個人。

(2)納期の到来した町税等を完納している者。

(3)補助を受けようとするリフォームについて、町の他の制度による補助又は国、県等の補助を受けていない者。

■補助対象住宅

(1)補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定住宅の居住部分。ただし、賃貸住宅等の営利目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること。

(2)集合住宅においては、申請者の占有部分。

(3)併用住宅においては、居住部分。

■補助対象工事

(1)町内の建築業者(一人親方を含む)が補助対象工事の主たる施工業者であること。

(2)リフォームに要する経費消費税及び地方消費税を含む)が20万円以上であること。

(3)交付決定後に工事着手し年度内に工事が完了、年度の末日までに実績報告書の提出ができること。

●補助対象工事の例

◇建物本体の改築工事(浴室、トイレの改修、間取りの変更など)

◇建物本体の修繕・模様替え工事(屋根、床、天井などの修繕など)

◇建物本体の外壁塗装工事(外壁の補修及び塗装、仕上材の張替など)

◇建物本体の増築工事(居住部分の建て増し等、床面積を増加する工事)

右記(一)内は例示ですので具体的な事例はご相談ください

※外構設備(門、車庫、物置、カーポートなど)、太陽光発電設備、エコキュート、ボイラーなどの屋外設備工事、エアコン、照明などの住宅設備機器類の設備工事、カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事は対象外とします。

■補助回数
同一住宅及び同一人の申請については、年度内において1回限りとします。

■補助率
《補助金上限額》20万円
《補助率》1/10

※補助金は建築業者に支払われます。

■申請書類
◇交付申請書
添付書類

①補助対象者世帯全員の住民票(転入の場合は工事完了までに提出)

②見積書の写し

③補助対象工事を施工する箇所の写真及び図面

④申請者の町税等完納証明書(公簿閲覧同意により不要)

⑤住宅の所有者を特定できる書類(固定資産税納入通知書の写し、又は固定資産課税証明書)

⑥町内の建築業者であることが確認できる書類

⑦その他町長が必要と認めるもの

お問い合わせ先

鏡野町産業観光課

電話(0868)54-2987